



Japan Chain Stores Association

日本チェーンストア協会

TORANOMON-NN-BUILD-11F,1-21-17 TORANOMON,MINATO-KU,TOKYO,105-0001 JAPAN.

PHONE:(03)5251-4600 FAX:(03)5251-4601

令和5年度税制改正要望について

当協会では、令和5年度の税制改正にあたり別紙の通りの要望事項について9月16日開催の常任理事会において取りまとめ、本日、関係先に提出いたしましたので、お知らせいたします。

2022年9月20日
日本チェーンストア協会
広報部

TEL:03-5251-4600

FAX:03-5251-4601

令和5年度税制改正要望の重点事項

2022年 9月16日

日本チェーンストア協会

1. 消費税の軽減税率制度及び総額表示義務の廃止

消費税の軽減税率制度については、「全額を社会保障制度の充実に充てる」とされた消費税率引き上げの所期の目的を損なうおそれがある一方、対象となる品目の選定等において公平・公正な運用がきわめて困難であることに加え、システム改修や事務処理の煩雑化等により事業者の過重な負担が避けられない等の理由から強く反対してきた。依然として事業者の事務負担は過重であり、購入した飲食料品を店内で飲食する場合も「外食」として取り扱うこと等の軽減税率対象範囲のあり方については、日常の買い物や生活実感からはかけ離れたままとなっている。軽減税率制度は、消費者の生活利便や事業者における創意ある商品・サービスの提供に影響し、効率的で公正な実施が困難で問題の多い制度であるため、廃止もしくは抜本的な見直しを行っていただきたい。

一方、本来、商品・サービスの価値（価格）と消費税額は別個のものであり、一貫して総額表示義務に反対するとともに、商品・サービスの価格と消費税額の表示のあり方については、「法律で一律に課すべきではなく、事業者と消費者、事業者と事業者との関係において事業者自らが適切な方法を選択すべき問題である」と主張してきた。商品・サービスの適正な価値の確保に資する価格設定の自由の維持、消費税の適正な転嫁の観点から、本体価格を基軸とした価格表示のあり方を恒久かつ確実に確保することが重要であり、引き続き総額表示義務の廃止を要望する。

2. インボイス制度の見直し

適格請求書等保存方式（インボイス制度）は、売手と買手の双方に幅広い影響が生じ、事業者にとってあまりにも負荷が大きい上、全ての事業者の理解・準備が十分に進んでいるとは言い難い。2023年10月の導入に向けては、免税事業者等の取り扱いを始めとして、登録番号の一括の付与等、インボイス発行基準の緩和等の課題については直ちに見直しをしていただきたい。

特にチェーンストア業は、出店や地元農産物の積極的な販売等により地域経済の活性化に貢献しているが、店舗オーナーや地元農家等には免税事業者が多いこともあり、免税事業者との取引において仕入税額控除ができないことは、生産・流通の段階で発生する消費税の累積を解消するための仕入税額控除制度の趣旨に反するのみならず、今後の地域経済において大きな障壁となり得るものと考えられる。

したがって、免税事業者に対する課税事業者への転換や適格請求書発行事業者への登録の働きかけについて、事業者間のみならず調整を委ねるのではなく政府の積極的かつ政策的な誘導を要望するとともに、仕入税額控除ができないことによって損失が生じることのないよう適格請求書発行事業者以外からの仕入税額について100%控除できる経過措置の設定、免税事業者による登録を促す内容の簡易課税制度の拡充等の対策を早

急に検討していただきたい。

また、インボイス制度対応を巡り、独占禁止法及び下請法によって事業者間の経済活動が委縮することのないよう公正・適切な運用を確保していただきたい。

3. 新型コロナウイルス対策、制度変更対応及び環境・人手不足対策のための投資に係る優遇措置等の拡充・創設等

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化・深刻化する中、消費者や従業員等の安全を確保するために店舗等で実施している感染予防対策に係る持続的な費用は過重となっている。早期終息と経済活動再生のためにも、店舗等における感染予防対策に係る費用・設備購入等に対する税額控除や一括損金算入等の優遇・軽減措置を速やかに講じていただきたい。

一方、食品表示基準の完全適用やクレジットカード IC 化、軽減税率制度導入等、消費者への販売時点での対応に大きく影響する制度改正が矢継ぎ早に実施され、特に小売・サービス業においては、大きなシステム改修や新たな設備等の導入を求められてきた。さらに、インボイス制度導入や新紙幣発行への対応については、さらに多額の投資負担が懸念されている。小売・サービス業の大半は多店舗展開しているため、各店舗に相応の投資や経費等が必要となり、実際に営業を行っている個店レベルで見た場合には、大規模事業者であっても地域で競合する中小事業者に対して、必ずしも優位性を保てるとは限らない。

これまで中小・零細事業者を対象に手厚い支援措置等が採られてきたが、現行の税制があまりにも中小事業者を優遇している点を改め、事業活動の活性化の観点から、予て実施された IT 投資促進税制を例に、企業規模の大小にかかわらず関係する事業者を対象として、制度改正等への対応に要する投資額等に係る税額控除や一括損金算入等の優遇・減税措置を直ちに講じていただきたい。

また、廃棄物、プラスチック資源、エネルギー消費の削減等について、今後も小売業等の果たす役割は大きく多額の投資が必要となっている。さらに、深刻化する人手不足に対応するため、チェーンストア業において、セルフレジやスマホ決済システム、AI による自動発注システムや顧客分析等のデジタル技術の活用は、今後ますます増加することが見込まれている。したがって、カーボンニュートラル投資促進税制の延長等事業者が中長期的に環境対策に取り組むための制度の維持と整備に加え、人手不足を解消するための設備投資等についても税額控除や一括損金算入等の優遇・減税措置の拡充・強化を図っていただきたい。

4. 電気・ガス・水道料金に係る消費税率引き下げ

円安の進展や原材料・エネルギー価格の急激な高騰により、家計はもとより、広範な地域に店舗展開するチェーンストア業においても、これまで経験したことがない大きなコスト負担が発生している。電力の供給力不足と燃料費の価格高騰が続けば、生活防衛のために個人消費の減退が加速するのみならず、地域のライフラインとしてのチェーンストアの店舗運営にも深刻な影響を与えかねない。生活者、事業者にあまねく恩恵が行き渡り、今日の危機的な状況の解消に寄与するよう、少なくとも電気・ガス・水道料金に係る消費税については、速やかに税率の引き下げを実行していただきたい。

5. 所得税減税等の実施、所得税の非課税限度額（103 万円）等の引き上げと整合性をもった諸制度全体の見直し

新型コロナウイルス感染症の終息も未だ見通せず先行き不安が解消されない上、エネルギーと食料を中心とする急激な物価高も相まって、今後さらに生活防衛的な消費行動が強まるものと考えられる。

家計全体を広く支援して個人消費を拡大し、国内経済を確実に再生するために、1999年から2007年までの間に実施した定率減税を復活させる等、所得税減税を速やかに実施していただきたい。

また、チェーンストア業は、地域に根ざした事業展開と多様な就労形態の確保を通じて地域社会の経済と雇用に貢献するため、これまで主婦層を中心とするパート労働者を「企業経営を支える大切なパートナー」と位置付け、柔軟な就業時間と休日制度、幅広い雇用期間の充実に努めてきた。急速な少子高齢化等の進行により労働力不足は一層深刻化しており、就労を希望しながらも就労できていない、または制度上の制約から自ら就労を制限している労働者の活用が重要になっている。特に、近年の急激な時給単価の上昇等によってさらなる就労調整等の発生が懸念され、事業者と労働者の双方にとって大きな機会損失となっている。地域のライフラインとしての社会機能の維持のために労働力の安定的な確保は必須であり、個人消費の活性化や就労調整の回避の観点から、非課税限度額を例えば200万円まで引き上げるか、配偶者特別控除対象者の合計所得金額を大幅に引き上げていただくとともに、社会保険等の他の制度の運用において就労調整が起こることのないよう、関連する制度全体を見渡して整合性のある制度見直し・運用を確実に確保していただきたい。

6. 印紙税の廃止

印紙税制度を残す国は少なく、制度を存置している国においても不動産取得等の高額取引等が課税対象となっている。また、課税していないとされる請負契約や領収書等の文書類について、それぞれ課税文書であるか否かの判定（特に2号、7号文書の判定）はきわめて煩雑であり、事務負担が重くなっている。

さらに、カード決済や電子マネー等によるキャッシュレス取引が拡大し決済手段も急速に多様化している中、文書による取引については依然として印紙税が課せられ、取引形態により課税の有無が発生する不合理が生じている。また、領収書等（17号文書）への課税もその対象が5万円以上に緩和されたものの、同一商品であっても、ネット販売と店舗販売によって課税の有無が異なるという明らかな不公正が解消されていない上、依然として消費税との二重課税にもなっている。

一方、新型コロナウイルス感染症まん延に伴うテレワークと業務のペーパーレス化の拡大を受けて、2021年度税制改正において税務関係書類への押印は要しないこととされた。

印紙税のように紙ベースでの契約のやり取りを前提とする不合理な制度は、デジタル化の流れにも矛盾するものであり、速やかに廃止していただきたい。

7. 事業所税及び法人事業税付加価値割の廃止

事業所税は、都市環境の整備及び改善に関する事業の財源に充てるとの目的で、地方税法で定められた都市に所在する事業所等に対して課税されているが、目的とする都市環境の整備等の事業内容、費用対効果等については全く公表されておらず、納税事業者としてこの税のあり方に疑問を持たざるを得ない。

さらに事業所税は、法人事業税や法人住民税との二重・三重の課税となっているのみならず、事業所床面積と従業員給与総額が課税標準とされているため、地域に店舗を構えて地域住民に多様な就労機会を提供しているチェーンストア業にとっては、加重な負担となっている。このように不合理な制度は速やかに廃止し

ていただきたい。

また、法人事業税における外形標準課税制度の課税標準は、資本割（各事業年度の資本等の金額）、所得割（各事業年度の所得（利益）及び清算所得）と付加価値割（各事業年度の報酬給与額、純支払利子、純支払賃借料、損益）とされている。応益課税として既に負担している法人住民税の均等割との二重課税となっているうえ、実質的な賃金課税であるこの制度は、多くの雇用を創出し地域振興の中核となっているチェーンストア業にとって、内需拡大の貢献度に比べて加重な負担となっている。

したがって、法人事業税における付加価値割については早急に廃止していただきたい。

以上

令和5年度税制改正要望

2022年 9月16日
日本チェーンストア協会

【国 税】

1. 消費税

(1) 軽減税率制度の廃止もしくは抜本的な見直し

消費税の軽減税率制度については、「全額を社会保障制度の充実に充てる」とされた消費税率引き上げの所期の目的を損なうおそれがある一方、対象となる品目の選定等において公平・公正な運用がきわめて困難であることに加え、システム改修や事務処理の煩雑化等により事業者の過重な負担が避けられない等の理由から強く反対してきた。依然として事業者の事務負担は過重であり、購入した飲食料品を店内で飲食する場合も「外食」として取り扱うこと等の軽減税率対象範囲のあり方については、日常の買い物や生活実感からかけ離れたままとなっている。軽減税率制度は、消費者の生活利便や事業者における創意ある商品・サービスの提供に影響し、効率的で公正な実施が困難で問題の多い制度であるため、廃止もしくは抜本的な見直しを行っていただきたい。

(2) 総額表示義務の廃止

消費税転嫁対策特別措置法が2021年3月に失効し総額表示義務に戻ったものの、本来、商品・サービスの価値（価格）と消費税額は別個のものであり、一貫して総額表示義務に反対するとともに、商品・サービスの価格と消費税額の表示のあり方については、「法律で一律に課すべきではなく、事業者と消費者、事業者と事業者との関係において事業者自らが適切な方法を選択すべき問題である」と主張してきた。

商品・サービスの適正な価値の確保に資する価格設定の自由の維持、消費税の適正な転嫁の観点から、本体価格を基軸とした価格表示のあり方を恒久かつ確実に確保することが重要であり、引き続き総額表示義務の廃止を要望する。

なお、消費課税を巡って繰り返される需要変動の平準化や痛税感の緩和の名目の下に総額表示を推奨するような議論、価格設定の自由を制約するような議論については、引き続き断固反対する。

(3) インボイス制度の見直し

適格請求書等保存方式（インボイス制度）は、売手と買手の双方に幅広い影響が生じ、事業者にとってあまりにも負荷が大きい上、全ての事業者の理解・準備が十分に進んでいるとは言い難い。2023年10月の導入に向けては、免税事業者の取り扱いを始めとした以下の点について直ちに見直していただきたい。

①免税事業者等の取り扱いの見直し

チェーンストア業は、出店や地元農産物の積極的な販売等により地域経済の活性化に貢献している。一方、店舗オーナーや地元農家等には免税事業者が多いこともあり、免税事業者との取引において仕入税額控除ができないことは、生産・流通の段階で発生する消費税の累積を解消するための仕入税額控除制度の趣旨に反するのみならず、今後の地域経済において大きな障壁となり得るものと考えられる。

したがって、免税事業者に対する課税事業者への転換や適格請求書発行事業者への登録の働きかけにつ

いて、事業者間のみならず調整を委ねるのではなく政府の積極的かつ政策的な誘導を要望するとともに、仕入税額控除ができないことによって損失が生じることのないよう適格請求書発行事業者以外からの仕入税額について100%控除できる経過措置の設定、免税事業者による登録を促す内容の簡易課税制度の拡充等の対策を早急に検討していただきたい。

また、インボイス制度対応を巡り、独占禁止法及び下請法によって事業者間の経済活動が委縮することのないよう公正・適切な運用を確保していただきたい。

②登録番号の一括付与等

インボイス制度においては、事前に所轄の税務署長に申請し、インボイスの記載事項である登録番号を取得しなければならないが、取引先に対してその登録番号を確認する作業は、膨大な労力を必要とする。膨大な確認作業を軽減するためにも、番号の登録と通知は、課税事業者の申請によるのではなく、所轄税務署が一括して課税事業者に対して払い出すように改めていただくとともに、事業者が簡便に確認できる仕組みを構築していただきたい。

③インボイス発行基準の緩和

これまで3万円未満の仕入れについては請求書の保存がなくても仕入税額控除が認められていたが、インボイス制度では原則として3万円未満であっても請求書の受領と保存が必要となる。銀行の振込手数料のような少額取引までインボイスを必要とするのは、過剰な事務負担を強いることとなるため、これまでどおり3万円未満の少額取引については帳簿記載による仕入税額控除を認めていただきたい。

④控除対象外消費税の法人税法上の簡便な取り扱い

免税事業者等からの仕入れにおける控除対象外消費税の取り扱いに関し、特に棚卸資産について取得原価に算入し、売上時期と損金処理時期を管理していくことは、実務上困難である。よって、固定資産の取り扱いも含め、控除対象外消費税については簡便な取り扱いとし、個々の年度で損金算入を認めるような緩和措置を講じていただきたい。

(4) 電気・ガス・水道料金に係る消費税率引き下げ

円安の進展や原材料・エネルギー価格の急激な高騰により、家計はもとより、広範な地域に店舗展開するチェーンストア業においても、これまで経験したことがない大きなコスト負担が発生している。電力の供給力不足と燃料費の価格高騰が続けば、生活防衛のために個人消費の減退が加速するのみならず、地域におけるライフラインとしてのチェーンストアの店舗運営にも深刻な影響を与えかねない。生活者、事業者にあまねく恩恵が行き渡り、今日の危機的な状況の解消に寄与するよう、少なくとも電気・ガス・水道料金に係る消費税については、速やかに税率の引き下げを実行していただきたい。

(5) 消費課税制度の運用に係る見直し

①仕入税額控除の計算の見直し

課税売上割合95%以上の場合の全額仕入税額控除は2012年4月に廃止されたが、チェーンストア業における個別対応方式による仕入税額控除の計算においては、少額の非課税売上が一部門でも発生すると、一括比例配分方式では全ての仕入について税額控除に上限が課され、課税売上割合まで控除額が切り下げられることから、事務負担の大きい個別対応方式を採用し、仕入税額控除を部門ごとに切り分けて個々に個別計算する必要が発生し、複雑な事務処理と費用の負担が過大となっている。部分的である非課税売上を結果として全体に反映し控除額が算定されるのは合理的と言えず、税の公平性の観点から、課税の適正化に配慮しつつ、改めて仕入税額控除の計算方法に関するルールを見直していただきたい。

②資産に係る控除対象外消費税の損金算入

課税売上割合が80%未満の場合、一つの資産購入に係る控除対象外消費税額等が20万円以上であれば繰延消費税として資産計上し、5年にわたって損金算入することとなっているが、事務負担及び管理コストの軽減の観点から、控除対象外消費税の発生年度での全額損金算入を可能にいただきたい。

③二重課税の解消、管理の簡素化

酒税、たばこ税、石油関係諸税（揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税、石油石炭税）、印紙税等について消費税を課すことは、納税負担者は異なるものの、課税対象に課した税金に対してさらに税金を課している実態からはやはり消費税との二重課税であると言わざるを得ない。消費税法第 28 条では課税標準から消費税及び地方消費税は控除するものとされており、酒税等上記の諸税についても消費税の課税標準としない措置を講ずるべきであるとする。特定の物品等への消費税の課税は経済の中立性を損なうため、このような二重課税を直ちに解消していただきたい。

また、2018 年 3 月に企業会計基準委員会から公表された「収益認識に関する会計基準」等を踏まえて、法人税については一定の弾力的な運用が認められる改正が行われたものの、消費税については現行運用どおりである。会計と税務の取り扱いの違いにより二重管理が生じるおそれがあるため、事務負担が増えることのないよう所要の措置を講じていただきたい。

(6) 消費税の免税販売制度の見直し

2018 年度税制改正において、外国人旅行者の利便性の向上を目的として、一般物品と消耗品の合計が 5 千円以上で免税となる見直しが行われたものの、店頭における仕分け作業については依然として過重であり、改善されないままである。また、免税販売手続きの電子化において、インターネット回線等を通じて購入記録情報を遅滞なく提供することが求められているが、リアルタイムでデータを送信するためには大きな投資が必要であり、その負担はきわめて重い。一方、日本人一時帰国者の免税判定要件について、一時帰国者を非居住者として判断するための確認書類等が不明確であり、煩雑である。アフターコロナの景気回復の一環としてインバウンド観光・需要の拡大も期待され、事務の効率化、費用対効果の観点から、事業者にも過重な負担が生じることのないよう現実的な制度に見直していただきたい。

また、転売ヤーによる不正利用対策についても、事業者にもさらなる事務的負担が生じることのないよう適切な対策を講じていただきたい。

2. 所得 税

(1) 家計支援対策としての所得税減税等の実施

新型コロナウイルス感染症の終息も未だ見通せず先行き不安が解消されない上、エネルギーと食料を中心とする急激な物価高も相まって、今後さらに生活防衛的な消費行動が強まるものと考えられる。

家計全体を広く支援して個人消費を拡大し、国内経済を確実に再生するためには、1999 年から 2007 年までの間に実施した定率減税を復活させる等、所得税減税を速やかに実施していただきたい。

(2) 所得税の非課税限度額（103 万円）と配偶者特別控除の合計所得金額の引き上げ、ならびに整合性をもった諸制度全体の見直し

チェーンストア業は、地域に根ざした事業展開と多様な就労形態の確保を通じて地域社会の経済と雇用に貢献するため、これまで主婦層を中心とするパート労働者を「企業経営を支える大切なパートナー」と位置付け、柔軟な就業時間と休日制度、幅広い雇用期間の充実に努めてきた。急速な少子高齢化等の進行により、パート労働者の確保や高齢者の雇用継続等に取り組んでいるものの、労働力不足は一層深刻化しており、就労を希望しながらも就労できていない、または制度上の制約から自ら就労を制限している労働者の活用が重要になっている。特に近年の急激な時給単価の上昇等によって、さらなる就労調整等の発生が懸念され、事業者と労働者の双方にとって大きな機会損失となっている。地域のライフラインとしての社会機能の維持のために労働力の安定的な確保は必須であり、個人消費の活性化や就労調整の回避の観点から、非課税限度額を例えば 200 万円まで引き上げるか、配偶者特別控除対象者の合計所得金額を大幅に引き上げていただくとともに、社会保険等の他の制度の運用において就労調整が起こることのないよう、

関連する制度全体を見渡して整合性のある制度見直し・運用を確実に確保していただきたい。

(3) 源泉徴収税額の計算の見直し

報酬・料金等に対する源泉徴収額は、「区分に応じて一定の金額を控除するもの」、「二段階税率を適用するもの」等さまざまであり、これらの事務作業の軽減を図るため、源泉徴収額の計算については簡素化していただきたい。

(4) 所得税の減免

新型コロナウイルス感染症の終息と経済活動の再生のためには、とりわけ医療従事者をはじめ、介護や教育・保育、生活必需品の提供・物流等の社会機能維持のための業務に従事した個人、いわゆるエッセンシャル・ワーカーに対するさらなる支援措置等の確保は急務の課題である。従業員に独自に感謝金や特別手当等を支給している事業者も多くみられるが、これらの収入については所得税の対象外として扶養控除や社会保険適用の算定に含めないとする措置や、エッセンシャル・ワーカー向けの人的控除制度の創設等を通じた所得税の減免等の個人に寄与する支援措置を速やかに講じていただきたい。

3. 法人税

(1) 実効法人税率の引き下げと地域活性化に配慮した法人税等改革の実行

新たな雇用を創出し、設備投資を促進するため、法定実効税率をさらに引き下げてくださいとともに、経済活性化の観点から、雇用の安定と適切な賃金の確保のため、法人事業税の外形標準課税(付加価値割)の拡充等の給与や雇用に対する課税強化策は避けていただきたい。

また、小売業の法人税負担率は他産業に比べて不当に高くなっている。小売業は近隣のライフライン維持のための社会インフラとしての機能と高い公共性を持つため、国内の雇用創出と地域経済の活性化等に貢献する事業活動の活力が損なわれることのないように現状を是正していただきたい。

(2) 新型コロナウイルス対策に係る優遇措置等の拡充・創設等

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化・深刻化する中、消費者や従業員等の安全を確保するために店舗等で実施している感染予防対策に係る持続的な費用は過重となっている。

早期終息と経済活動再生のためにも、店舗等における感染予防対策に係る費用・設備購入等に対する税額控除や一括損金算入等の優遇・軽減措置を速やかに講じていただきたい。

また、新型コロナウイルス対策に関連する助成金・給付金については、益金算入・不算入が混在し事務手続きがきわめて煩雑となっており、支援の目的を円滑に達成する意味からもすべて益金不算入に統一していただきたい。

(3) 電気料金の高騰に対する各種支援措置の確保

円安の進展や原材料・エネルギー価格の急激な高騰により、家計はもとより、広範な地域に店舗展開するチェーンストア業においても、これまで経験したことのない大きなコスト負担が発生している。特に、電力の供給力不足と燃料費の高騰がそのまま電気料金に反映され続ければ、生活防衛のために個人消費の減退が加速するのみならず、地域におけるライフラインとしてのチェーンストアの店舗運営にも深刻な影響を与えかねない。したがって、発電事業者向けだけでなく電気の需要家に対する電気料金の値上げに係る交付金の給付、電気使用量削減に資する省エネ機器導入に対する税制優遇制度の創設等、法人単位ではなくそれぞれの地域に展開する店舗・事業所単位でメリットが享受できる支援措置を講じていただきたい。

(4) 制度変更への対応、環境・人手不足対策のための投資に係る優遇措置等の拡充・創設

食品表示基準の完全適用、クレジットカード IC 化、消費税の軽減税率制度等々、消費者への販売時点での対応に大きく影響する制度改正が矢継ぎ早に実施され、特に小売・サービス業においては大きなシステム改修や新たな設備等の導入を求められてきた。今後予定されているインボイス制度の導入や新紙幣の発行への対応については、さらに広範なシステム改修や機器の入替え等を余儀なくされ、多額の投資負担が懸念されている。

小売・サービス業の大半は多店舗展開しているため、各店舗に相応の投資や経費等が必要となり、実際に営業を行っている個店レベルで見ただけの場合には、大規模事業者であっても地域で競合する中小事業者に対して、必ずしも優位性を保てるとは限らない。それにもかかわらず、大きな制度改正や新たな制度導入に際しては、これまで中小・零細事業者を対象に手厚い支援措置等が採られてきた。現行の税制があまりにも中小事業者を優遇している点を改め、事業活動の活性化の観点からも、予て実施された IT 投資促進税制を例に、企業規模の大小にかかわらず関係する事業者を対象として、制度改正等への対応に要する投資額等に係る税額控除や一括損金算入等の優遇・減税措置を直ちに講じていただきたい。

また、フロンガス規制により冷媒装置の入替えが求められているほか、廃棄物、プラスチック資源、エネルギー消費の削減等について今後も小売業等の果たす役割は大きく、多額の投資が必要となっている。カーボンニュートラル投資促進税制の延長等、事業者が中長期的に環境対策に取り組むための制度の維持と整備についても進めていただきたい。

さらに、深刻化する人手不足に対応するため、チェーンストア業では AI 技術の活用や DX の推進等にも積極的に取り組んでいるが、生産年齢人口の減少に歯止めが効かない中、セルフレジやスマホ決済システム、AI による自動発注システムや顧客分析等のデジタル技術の活用は、今後ますます増加することが見込まれている。人手不足を解消するこのような設備投資等についても税額控除や一括損金算入等の優遇・減税措置の拡充・強化を図っていただきたい。

(5) DX 投資促進税制の要件緩和と適用期限の延長

DX 投資促進税制は、事業適応計画の認定要件や手続きが複雑であるため、事業者にとっては認定までのハードルが依然として高い上、課税所得のある黒字企業しかメリットが享受できず、DX 推進の妨げとなっている。また、同じグループ内でありながら、資産の投資と利用の主体が異なるためにそれぞれの企業で DX 認定の申請が必要となるほか、個社ごとに税額を控除する制度であるにもかかわらず適用はグループで 1 回に限られる等、不可解な点も少なくない。連結会社であるか否かにかかわらず、一法人が適時に相応の支援を受けることができるよう DX 投資促進税制の要件をさらに緩和し、事業者にとって使い勝手の良いものにしていただきたい。

また、持続的に DX を推進し、環境変化を踏まえた中長期的な投資案件や対策への対応を確保する観点から、DX 投資促進税制の適用期限についてはさらに延長していただきたい。

(6) 賃上げ促進税制の一層の要件緩和

チェーンストア業は、地域に根ざした事業展開と多様な就労形態の確保を通じて地域社会の経済と雇用に貢献するため、柔軟な就業時間と休日制度、幅広い雇用期間の充実に努めてきた。急速な少子高齢化等を背景に労働力不足は一層深刻化しており、就労を希望しながらも就労できていない、または制度上の制約から自ら就労を制限している労働者の活用は重要になっている。

現行の賃上げ促進税制は、このような潜在的な労働力の参入を促すとともに結果として国民全体の所得向上にも結び付くため、短期の短時間労働者の雇用も賃上げ促進税制の要件の対象となるような柔軟な運用に見直していただきたい。

なお、本税制の適用要件については毎年のように見直しが行われているため、事業者はそのたびに実務の変更を余儀なくされ、新たな事務負担となっている。今後はシンプルな算出基準に改め、十分な効果が

持続的に見込まれるよう思い切った措置を講じていただきたい。

(7) 人的資本投資の促進に資する優遇措置等の創設

従業員のスキルや仕事に対する満足度を高めることは、生産性の向上が期待できるのみならず安定的な人材確保にもつながる重要な施策であると考えられる。一方で、人材を資本として捉え投資していくことは、機械設備等への投資とは異なり、流動性や回収率の問題もあるため、限られた経営資源を有効に配分しなければならない事業者にとって難しい側面がある。政府において人的資本に関する情報開示、可視化が議論されているが、国全体としてこれを推進していくためには、政府の後押しが重要であり、事業者が積極的に経営資源を人的資本に割り当てることができるよう、人的資本投資の促進に資する新たな優遇措置を創設していただきたい。

(8) 研究開発税制の拡充

2021 年度税制改正において自社利用ソフトウェアに係る試験研究費も研究開発税制の対象になるとされた。DX 投資促進税制との使い分けをより明確化するとともに、製造業だけではなく、店舗やウェブサイトの販売データを活用するシステム開発やそれらを活用するためのセキュリティ対策等、販売促進に寄与し得る流通・小売業におけるシステム開発についても引き続き税制面でのサポートを拡充していただきたい。

また、オープンイノベーション型の研究開発税制については、イノベーション創出につながる中長期・革新的な研究開発等が利用要件となっているが、流通・小売業における日々の研究開発、商品開発からもイノベーション創出につながる商品やサービスが誕生しているため、対象範囲を拡大していただきたい。

(9) 損金制度等の見直し

① 中小企業特例措置の復活

2010 年度税制改正において、資本金 5 億円以上の親法人の 100%子法人に対する特例措置の適用が廃止されたが、連結納税を採らない法人はグループ法人税制の適用によって中小子法人にとっては実質的な増税となるため、他の中小法人との不公平の是正、雇用や消費拡大への寄与の観点から、特例措置を復活していただきたい。

② 欠損金の繰越期間・控除制度等の見直し

税務上の欠損金が発生した場合、その欠損金を繰り越し、翌期以降の課税所得と相殺することができることとされたが、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する現状を踏まえ、現行の当該欠損期間 10 年については、帳簿書類保存義務の事務負担を考慮し、無期限としていただきたい。また、控除限度額についても段階的に 50%まで縮小されているが、欠損企業の業績回復を促し、財政基盤の強化、設備投資の増大等を図るためにも速やかに撤廃していただきたい。

③ 貸倒引当金等の損金不算入の見直し

貸倒引当金の損金不算入は 2011 年度税制改正において唐突に決定されたが、小売業においても、銀行・リース債権業と同様に債権の貸し倒れに対する金額的な重要性は大きく、業種によって適用に差を生じていることは公平性を欠くため、全ての業種において損金算入を認めていただきたい。

また、退職給付引当金や賞与引当金の繰入費用についても、規則等により支給が規定されているものは負債性があるものと考えられることから、損金算入を認めていただきたい。

④ 寄付金・交際費等の損金制度の見直し

地域展開を図るチェーンストア業において、寄付金は、企業の社会的責任として果たすべき社会貢献活動の一つの行為であり、企業がより積極的に参画できるように指定寄付金の範囲及び損金算入限度額を拡大していただきたい。特にプラスチック資源削減等の政府方針に基づき、環境保全活動の一環として行われている寄付金についても損金算入を認めていただきたい。

また、交際費は周辺地域に対する地域振興や社会貢献活動等に不可欠な費用であるとともに営業費用と

しての一面もあるため、大規模事業者であっても接待飲食費を再び損金算入の範囲に含めるとともに、接待飲食費以外の交際費に関しても、資本金の額等の大小にかかわらず損金算入限度額を抜本的に引き上げていただきたい。

⑤減損会計における減損損失の損金算入

法人税法上、固定資産の評価損は原則として損金不算入とされ、特別の事由がある場合に限って例外的に損金算入が認められている。企業にとって減損会計における固定資産の減損損失は多額となる可能性があり、損金不算入とされていることは、企業経営においてさらに負担が増加することとなるため、減損損失については即時損金算入できるよう見直していただきたい。

また、資産除去債務は、債務が確定したものとイえないものの、資産を除去するときに発生することが避けられず、金額を合理的に見積もることが可能な金額に限定されている。会計と税務の不一致を解消するため、影響額が大きい資産除去債務に係る償却費についても損金算入を認めていただきたい。

⑥電話加入権の償却

電話加入権は、1回線当たりの金額が少額であるにもかかわらず非償却資産となっており、損金算入ができない。一方、2005年から電話加入権は半額になっており、現在では、電話加入権を取得することなく電話を使用することも可能であるという実態に鑑みると、今後その価値は無くなっていくものと考えられる。このような資産を評価減もしくは償却できないのであれば、実体のない資産が残ってしまうことになるため、損金経理の有無に関係なく税務上は償却できるようにその取り扱いを見直していただきたい。

⑦受取配当金の全額益金不算入

二重課税を排除する目的で受取配当金の益金不算入が設けられたが、2015年度税制改正においてその範囲が縮小された。事務負担を軽減するため株式等の保有割合による区分については簡素化を望むが、本来の目的である「二重課税の排除」の観点から、受取配当金は全額益金不算入としていただきたい。

特に、株式等に係る負債利子は、関連法人株式等に係る配当等についてのみ控除できることとしているが、これに限定する必然性は乏しいため、負債利子控除は完全撤廃していただきたい。

⑧役員給与の損金不算入の見直し

役員給与は、定期同額給与、業績連動給与のそれぞれに厳格な適用ルールが定められている。そもそも役員報酬も会社の収益に紐づく必要経費であり、一方で個人所得税の対象にもなっているため、定期同額給与については、業績にあわせた期中改定等による年度内での柔軟な変更が可能となるように見直し、業績連動給与についても、開示されている指標以外の社内指標に基づく業績連動基準の適用も含め、幅広く損金算入を認めていただきたい。なお、恣意性のない限りストックオプションについても全額を損金算入としていただきたい。

⑨連結納税及びグループ通算制度の導入促進

法人住民税や法人事業税等の地方税においては、地域における受益と負担との関係への配慮から連結納税制度は導入されていないが、2022年4月より導入されるグループ通算税制への移行に伴い、地方税にも適用していただきたい。

(10) 減価償却制度の見直し

①耐用年数の短縮及び少額減価償却資産の損金算入限度額の引き上げ

消費者ニーズの多様化やライフサイクルの短縮化等の環境変化に伴い、店舗用建物や床の張替えに係る耐用年数は実態に即したのとは言えず、投資や既存店の活性化の観点から耐用年数を短縮するとともに、事務負担の軽減のため区分をさらに簡素化していただきたい。特に床・絨毯の張替え等の店舗改装・設備の変更を頻繁に行う場合もあり、床の張替えについては、絨毯等と同様に耐用年数を3年としていただきたい。

また、少額減価償却資産の損金算入限度額は、1998年度税制改正において10万円未満に引き下げられたが、小売業においては少額資産が比較的多く存在することから30万円未満に引き上げていただきたい。

②減価償却費の損金経理要件の全廃等

損金経理要件があるが故に、減価償却に係る税制改正にあわせて会計処理も変更しているが、会計処理の国際化に伴い、税制改正を理由とした会計処理の変更は容認されなくなってきている。また、同様の実態にもかかわらず、企業の経理方法により税務上の損金の金額が変わるという点で公平性に欠け、恣意性の排除という点からみても、損金経理に関係なく、規則的に償却資産を計上することが合理的であると考えられるため、損金経理要件は速やかに廃止していただきたい。

(11) 特別法人税の撤廃

確定拠出年金制度の積立金に係る特別法人税については、2023年3月まで課税凍結となっているが、公的年金を補完する制度趣旨に照らしても合理性に欠けるため、適用凍結ではなく撤廃していただきたい。

(12) グループ間取引における消費税控除

経営のさらなる効率化を推進するため、事業再編等を通じた企業グループ化の動きが顕著であることから、税制においてもグループ法人税制等の整備が進められている。企業グループの拡大に伴って、グループ内取引も増えることとなるが、例えば、グループ会社からの課税仕入がある場合、非課税売上に対応する部分として計算される消費税額については、控除することはできず、グループ内取引であるにも関わらず、課税売上割合の低い会社ほど、その負担により大きく利益が損なわれることになる。

今後もグループ化の動きは続くものと思われ、売上に応じた適切な利益の計上とそれに見合った法人税の負担を実現するため、グループ内取引の非課税売上に対応する仕入れについては消費税が控除できるよう見直していただきたい。

4. 印紙税

(1) 印紙税の廃止

印紙税制度を残す国は少なく、制度を存置している国においても不動産取得等の高額取引等が課税対象となっている。また、課税していないとされる請負契約や領収書等の文書類について、それぞれ課税文書であるか否かの判定（特に2号、7号文書の判定）はきわめて煩雑であり、事務負担が重くなっている。

さらに、カード決済や電子マネー等によるキャッシュレス取引が拡大し決済手段も急速に多様化している中、文書による取引については依然として印紙税が課せられ、取引形態により課税の有無が発生する不合理が生じている。また、領収書等（17号文書）への課税もその対象が5万円以上に緩和されたものの、同一商品であっても、ネット販売と店舗販売によって課税の有無が異なるという明らかな不公正が解消されていない上、依然として消費税との二重課税にもなっている。

一方、新型コロナウイルス感染症まん延に伴うテレワークと業務のペーパーレス化の拡大を受けて、2021年度税制改正において税務関係書類への押印は要しないこととされた。印紙税のように紙ベースでの契約のやり取りを前提とする不合理な制度は、デジタル化の流れに矛盾するものであり、速やかに廃止していただきたい。

5. 登録免許税

(1) 登録免許税の引き下げ

不動産取引においては、不動産取得税も課せられているためコストが割高であり、不動産取引の活性化を図るためにも、登録免許税は適正水準に引き下げていただきたい。

6. 国際課税

(1) 推定課税の見直し

「移転価格税制」は、制度が複雑で課税対象の範囲が分かりにくく、手続きに時間を要するため、より簡素で分かりやすい制度になるよう全体を見直していただきたい。なお、文書の提出が遅れることによる罰則としての「推定課税」は、きわめて事業者に不利な制度であり、課税の公平性にも欠くため、早急に再検討していただきたい。

(2) 移転価格税制に係る文書提出ルールの見直し

「移転価格税制」において、一定の多国籍グループ企業はマスターファイル（事業概況報告事項）等の文書を提出しなければならないが、特定の国においては、その国独自の情報開示を求められる事例が発生している。移転価格文書の記述内容が異なる場合、または各国の BEPS に係る提出スケジュールが異なる場合に、当該国の運用ルールに基づき提出を行うのではなく、最終の親会社が属する国の法律に依拠するよう政府が当該国と調整し、見直していただきたい。

(3) 最終親会社等届出事項等の書類の簡便化

「移転価格税制」において、提出を要する最終親会社等届出事項については、子会社の特定に必要な法人名や法人番号のほか、本店所在地、代表者氏名等、税務申告書に記載している情報を改めて記述することが求められ、構成する企業数の多いグループ会社の事務負担が全く考慮されていないフォーマットとなっている。税務署が既に保有する情報の報告は極力排除すべきであり、本店所在地や代表者氏名等は記述不要とする簡素化を早急に行っていただきたい。

(4) 外国子会社合算税制の抜本的見直し

「タックスヘイブン税制」の目的は、外国子会社を利用した租税回避行為への対処であるが、制度が複雑で課税対象の範囲が分かりにくいため、より簡素で分かりやすい制度に見直していただきたい。

例えば、海外に多数の子会社が存在する企業では、節税が目的でないことが明らかである場合であっても合算税制の判定が非常に複雑であるため、子会社の情報収集や事務作業に多大な時間と労力を要している。旧法のように、経済活動基準に合致する、または子会社と一定水準の利益移転等がなければ判定不要にする等、手続きの簡素化、あるいは廃止も含めた抜本的な見直しを行っていただきたい。

(5) 二国間租税条約の締結の促進

経済のグローバル化の進展により、企業の海外進出は今後も一層増加することが見込まれるが、課税に係るリスクを回避するためにも、二重課税の回避、脱税の防止の目的で締結される租税条約については、例えば、日本との経済的つながりの深い東南アジア地域におけるカンボジア、ラオス、ミャンマー等、未締結国との締結を促進していただきたい。

(6) 外国子会社配当金の益金不算入割合の見直し

現行制度においては、5%はみなし経費相当分として益金から控除するため、結果として外国子会社からの配当金の95%を益金不算入としている。国内経済の活性化等のため、国内子会社配当金に係る制度に準じて完全子会社は100%を益金不算入とする等の割合の見直しを行っていただきたい。

7. 電子帳簿保存法

(1) 電子取引の保存要件の緩和

電子帳簿保存法は、業務の効率化につながる面があるとはいえ、多くの事業者にとっては新たなシステム開発コストが生じることとなる。効率化のメリットは、調査等を行う側にとっても享受されるものであるため、導入に要する投資額については税額控除・即時償却等の措置を講じていただきたい。

一方、2021年度の税制改正において「電磁的記録の出力書面等の保存をもってその電磁的記録の保存に代えることができる措置」は廃止されたものの、依然として消費税においては書面による保存が可能となっている。電磁的記録を法に従い電子保存するオペレーションの構築と運用は、事業者にとって相応の負荷が掛かるものであるにもかかわらず、その根拠について法人税と消費税とで整合性が取れていない。少なくとも現状の税務調査においては書面による説明でも支障は生じていないため、法人税についても事業者の選択により電磁的記録の出力書面の保存を認める余地を残していただきたい。

なお、本改正は施行の直前に突如2年間の宥恕措置が設けられることとなった。今後このような改正を行うに当たっては、期限に向けて真面目に準備を進める事業者が損をすることのないよう、十分な準備期間と対象者に対する予めの周知徹底を確保していただきたい。

(2) 電子レシートの導入推進

「電子取引」については、2020年度税制改正において電子帳簿保存法が改正され、一定の要件を満たすキャッシュレス決済における利用明細データの電磁的記録の保存が認められることとなった。しかしながら、実際には、一定の条件を満たす特定の専門事業者が管理するサーバー保存によって対応するのが実情であり、推進には時間を要する可能性が高いと思われる。取引のキャッシュレス化と表裏一体であるペーパーレス化をさらに推進するため、真実性及び可視性に係る保存要件のさらなる弾力化、特定の発行側のデータに関する認定制度の導入、投資額の控除・即時償却等の支援策の充実を図っていただきたい。

【地方税】

1. 事業所税

(1) 事業所税の廃止

事業所税は、都市環境の整備及び改善に関する事業の財源に充てるとの目的で、地方税法で定められた都市に所在する事業所等に対して課税されているが、目的とする都市環境の整備等の事業内容、費用対効果等については全く公表されておらず、納税事業者としてこの税のあり方に疑問を持たざるを得ない。

さらに事業所税は、法人事業税や法人住民税との二重・三重の課税となっているのみならず、事業所床面積と従業員給与総額が課税標準とされているため、地域に店舗を構えて地域住民に多様な就労機会を提供しているチェーンストア業にとっては、加重な負担となっている。このように不合理な制度は速やかに廃止していただきたい。

(2) みなし共同事業判定の廃止

事業所税では、一定規模までの事業所は免税とされているが、連結経営の合理化等のためにグループ会

社の事業所を一箇所に集約している場合には共同事業としてみなされ、グループ会社を合算して規模の判定が行われている。このため、経営者も異なり、共同での事業が発生していない場合でも、単にグループ会社であるという理由のみで免税の対象外となり、税負担の増加を招く結果となっている。

事業所を一箇所に集約していても、必ずしもグループ共同での事業とシナジーが発生しているとは限らず、また、その判定に当たっては過剰な事務負担も生じているため、みなし共同事業の判定については廃止していただきたい。

2. 法人事業税

(1) 付加価値割の廃止

法人事業税における外形標準課税制度の課税標準は、資本割（各事業年度の資本等の金額）、所得割（各事業年度の所得（利益）及び清算所得）と付加価値割（各事業年度の報酬給与額、純支払利子、純支払賃借料、損益）とされている。応益課税として既に負担している法人住民税の均等割との二重課税となっているうえ、実質的な賃金課税であるこの制度は、多くの雇用を創出し地域振興の中核となっているチェーンストア業にとって、内需拡大の貢献度に比べて加重な負担となっている。

したがって、法人事業税における付加価値割については早急に廃止していただきたい。

(2) 法人課税の統廃合

2019年度税制改正において、「地方法人特別税」が廃止されたものの、新たに「特別法人事業税」が創設されたため、法人税申告の煩雑さは依然として解消されていない。また、同じ課税客体（従業員等）でありながら、それぞれで異なった方法により税額計算をしなければならないため事務負担となっている。法人課税の統廃合、計算方法の統一等により、申告作業の簡素化を図っていただきたい。

3. 法人住民税

(1) 均等割課税方式の是正

法人住民税は、所得に関係なく資本金及び従業員数を基準に課税されるため業種間に不均衡が生じており、多くの雇用を創出し、内需拡大に貢献しているチェーンストア業には過重な状態にある。

また、現在の基準では、従業員数が50人までは41万円であるが、50人を超えると最高額が適用される場合には一挙に300万円にもなり、やむを得ず雇用人員を調整せざるを得ないという悪影響も生じている。

したがって、人員に比例してなだらかな課税となるよう、例えば現行の50人を境とする区分を100人までは10人単位とし、それ以上については50人単位とする等の細分化や、従業員1人当たりの均等割額を決めて算出する等、基準を合理的に見直していただきたい。

4. 住民税

(1) 住民税の減免

感染症による影響は長期化しており、とりわけ医療従事者をはじめ、介護や教育・保育、生活必需品の

提供・物流等の社会機能維持のための業務に従事した個人、いわゆるエッセンシャル・ワーカーに対するさらなる支援措置等の確保は急務の課題であり、エッセンシャル・ワーカー向けの人的控除制度の創設等を通じた住民税の減免等、個人に寄与する支援措置を速やかに講じていただきたい。

5. その他税目

(1) 固定資産税の引下げ

商業地等の固定資産税は、土地の価額が下落する場合にあっても税負担の軽減がない。税負担の適正化・均等化を図るため、負担水準の上限を70%から60%に引き下げたい。一方、家屋についても、経年減点補正率を大幅に引き下げる等の実態に即した評価を行っていただきたい。

(2) 償却資産に対する固定資産税の廃止

国際的に見ても償却資産に対する課税は特異であり、また、固定資産税の中でも償却資産のみが申告書の作成、提出が必要になる等膨大な手間が掛かっているため、国際競争力の観点、設備投資促進の観点から償却資産税を廃止していただきたい。

(3) 住宅以外の家屋に係る不動産取得税の軽減税率適用

2008年3月31日までに取得した住宅以外の家屋（店舗・事務所）に係る不動産取得税は3.5%と軽減税率が適用されていたものの、2008年4月1日以降に取得した場合は4%の通常税率となった。事業活動の活性化のために改めて軽減税率を適用していただきたい。

(4) 自動車関連諸税の軽減措置

過疎化や高齢化が進み買い物弱者に対する移動販売需要が高まっているものの、運用コストにより事業として黒字化を目指すことは難しい。地域活性化への寄与、社会貢献の観点から移動販売等に係る自動車の購入・維持コストについての軽減措置を図っていただきたい。

【その他】

1. 手続きの簡素化等

(1) 納税事務の簡素化

納税事務が煩雑になっている例があり、簡素化の観点から国税の以下の事務について速やかに見直しを行っていただきたい。

一方、全国において広域的に事業活動を行っているチェーンストア業では、地方公共団体ごとの納税事務に多大な時間とコストを要している。以下の地方税の事務についても速やかに簡素化していただきたい。

《国税》

○源泉所得税の納付期限の延長

○形骸化している支払調書提出の廃止

《地方税》

- 法人住民税の都道府県への一括納付または企業の本部所在地での一括納付
- 各自治体によって異なる固定資産税の納税通知書の書式及び納付期限の統一
- 各自治体によって異なる事業所税の「新設・廃止の日」等の解釈の統一
- 各自治体によって異なる法人住民税の法人税割の税率及び基準となる資本金等の額の統一
- 申告・納付に係る書式の統一
- 電子申告に関する自治体の受け入れ体制の整備・促進（全国共通化、休日運用）
- 電子証明書の証明期間の延長、証明期間内での更新手続き及び自動更新

(2) 勘定内訳明細書の見直し

e-Tax で税務申告を行うに当たり、詳細な勘定内訳明細書の提出が必要とされているが、このフォーマットは細かく様式が指定されているため、決算上作成している資料をそのまま利用することができない。改めて申告のための資料を作成する事務負担は大きく、結果として情報の粒度も低くならざるを得ないことから、個々の事業者が作成している勘定内訳明細書を PDF で提出できるようにする等、手続きを簡素していただきたい。

(3) マイナンバー制度の見直し

事業者は、マイナンバーを収集する作業や情報漏洩を防ぐ仕組みの構築に多大な費用を負担している。特に地代家賃等の外部取引先からのマイナンバー収集に係る負荷が大きく困難であるため、給与支払報告書等の社内で完結する書類にのみ記載を義務化する等対象範囲を大幅に見直していただきたい。

(4) 反面調査への配慮

反面調査は、自らの所得確認のために行われるものではないにもかかわらず、多大な時間の拘束を受けることになる。したがって、安易に行われることのないよう、当該納税者の調査を十分行った後、やむを得ないと認められる場合に限り、相手先に了解を得たうえで行うこととする等の運用の見直しを行っていただきたい。

以上